

山梨県公報

第千三百六十三号

平成十五年

三月六日

木曜日

目次

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一〇九

告示

保安林の指定の予定(二件) 一〇九

保安林の指定の解除の予定 一〇〇

土地改良区の定款の一部変更の認可 一〇〇

道路の区域変更(三件) 一〇〇

道路の供用開始 一一

建築基準法に基づく道路位置指定 一一

県営土地改良事業計画の決定 一一

公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について 一一

教育委員会

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則 一一

山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則及び山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則 一一

山梨県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用に係る判断手続に関する規則 一一

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程 一一

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 一一

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 一一

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 一一

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 一一

高速自動車国道中央自動車道の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正 一一

遊技機の型式の検定 一一九

規則

山梨県規則第二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表中

山梨県立青少年会館	甲府市
山梨県立青年の家	甲府市

山梨県立青少年センター

甲府市

に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告示

山梨県告示第百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

保安林の所在場所

- 南巨摩郡韮沢町柳川赤石切一五三三の一、一五五二から一五六二まで、一五六二内一、一五六三から一五六六まで、一五六七の一、一五六八から一五七二まで、一五七四、一五七五の一から一五七五の四まで、一五七六から一五八〇まで、高羽根一七七九から一七八三まで、一七八八から一七九七まで、一八二〇の一、一八二三の一、一

八二三の二、一八二四、一八二六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び皷沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡皷沢町十谷平ズイ三九七〇、三九七一内一、三九七二、三九八二、三九八二の二、三九八三、南部町大字内船字古草里一四六一三、一四六二二から一四六二七まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて

縦覧に供する。〕

山梨県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

西八代郡三珠町大字上野字矢作一五七五の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十五年二月二十六日富士見土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 甲府昇仙峡線

三 道路の区域

区 間	旧	新
	の別	敷地の幅員 (メートル)
甲府市山宮町字嶋塚六三番の三地先から甲府市山宮町字嶋塚六五番の三地先まで	六・五 一〇・一	延 長 (メートル) 四三・〇

新	九・〇 一三・五	四三・〇
---	-------------	------

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡中道町大字上曾根字上瀬古三二〇六番の五地先から 東八代郡中道町大字下曾根字堰向一二九二番の五地先まで	二四・〇 三五・三		二四・〇 三五・三	三五七・〇
		一〇・〇 二九・五		

山梨県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字栗倉字蟹沢八一七番の四地先から 南巨摩郡身延町大字栗倉字蟹沢八一九番の三地先まで	二〇・五 二四・〇		二〇・五 二四・〇	六〇・五
		二一・五 五〇・〇		

山梨県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	東八代郡中道町大字上曾根字上瀬古三二〇六番の五地先から 東八代郡中道町大字下曾根字堰向一二九二番の五地先まで	三七四・五	平成十五年 三月六日

山梨県告示第百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
東八代郡石和町小石和字神明五三〇番一、五三〇番四
- 二 道路の幅員
四・二メートル
- 三 道路の延長

三十四・一〇メートル

山梨県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（市川大門地区県営中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十五年三月六日 山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年三月七日から平成十五年四月四日まで

三 縦覧場所

市川大門町役場

四 異議申立期間

平成十五年四月五日から四月十九日まで

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町乙黒字上河原二四七の一、二四八の一、二四九、二五〇の一、二五

二の一、二五三、二五四、二五六、二五七、二五八の一、二五九の一、二六〇の一、

二六五、二六六の一及び二六七の三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

緑 地 次図のとおり

〔次図〕は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、峡中地域振興局建設部及び玉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町乙黒二百四十七番一 医療法人 正寿会

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月六日

山梨県教育委員会

委員長 渡邊 彬

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一章第一条の次に次の二条を加える。

（学校管理の原則）

第一条の二 学校は、その教育目標を明確にし、常に教育活動の質の向上及び改善に努めなければならない。

（学校評価）

第一条の三 校長は、前条の教育目標を実現するために、教育活動、その他の学校運営の状況について点検及び評価を行い、その結果の公表を行うものとする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則及び山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月六日

山梨県教育委員会

委員長 渡邊 彬

山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則及び山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則(昭和四十四年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、**第五条**を**第四条**とし、**第六条**から**第十八条**までを一条ずつ繰り上げる。

(山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則(昭和四十四年山梨県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「目的地は」の下に、「小学部又は中学部にあつては」を加え、**同条**第三号を削る。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用に係る判断手続に関する規則を次のように定める。

平成十五年三月六日

山梨県教育委員会
委員長 渡 邊 彬

山梨県県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用に係る判断手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)(第四十七条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の県費負担教職員(以下単に「県費負担教職員」という。))を免職し、引き続き山梨県教育委員会(以下「県教育委員会」という。))の職員として採用するに当たつて

の事実の確認の方法及び同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(事実確認の方法)

第二条 法第四十七条の二第一項各号に係る事実の確認は、次に掲げる書類により行うものとする。

- 一 授業その他の教育活動及び服務に関する状況を記載した書類
- 二 研修等必要な措置の内容及びその結果を記載した書類
- 三 その他県教育委員会が必要と認める書類

2 前項に規定するもののほか、県教育委員会は、市町村教育委員会の承諾を得て、県教育委員会事務局職員を学校に派遣し、直接事実の確認を行うものとする。

(判断手続)

第三条 県教育委員会は、前条の事実確認の結果に基づき、県費負担教職員が法第四十七条の二第一項各号のいずれにも該当するかどうかを判断するに当たつては、別に定める諮問委員会の意見を聴かなければならない。

(判断結果)

第四条 県教育委員会は、前条に規定する手続を経て、県費負担教職員が法第四十七条の二第一項各号のいずれにも該当するものと判断したときは、その旨を記載した書面を当該県費負担教職員に交付しなければならない。

(プライバシーの保護)

第五条 この規則に規定する手続を行うに当たつては、プライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附則
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程を次のように定める。
平成十五年三月六日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、山梨県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の任命に係る教育職員(教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この条において「再任用職員」という。))を除く。)並びに講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)に限る。以下同じ。)について、指導力不足等に該当するかどうかの判定を行うための諮問委員会(以下「委員会」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項及び権限等)

第二条 委員会は、次の各号について、専門的かつ多角的な見地から、審査を行った上で、判定を行う。

- 一 教育職員について、児童又は生徒に対する指導が不適切であるかどうかの判定
- 二 児童又は生徒に対する指導が不適切である教育職員について、研修等必要な措置が講じられた後において、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができるかどうかの判定
- 三 心身の故障の疑いのある教育職員について、受診の必要性の有無の判定

2 委員会は、前項の判定を行う場合、研修等の必要な措置について意見を付することができる。

3 委員会は、第一項の判定に当たり、必要と認める場合は、医師、校長、市町村教育委員会関係者、山梨県総合教育センター職員等に参考人として出席を求めることができる。

4 委員会は、第一項の判定の対象となる教育職員に対し、意見陳述の機会を与えらるとともに、当該職員のプライバシーに十分に配慮しなければならない。

(組織)

第三条 次のとおり委員会を置き、それぞれ関係職員に関する事案の判定に当たる。

県立学校指導力不足等教員諮問委員会 県立学校の教育職員

小中学校指導力不足等教員諮問委員会 公立小中学校の教育職員

2 前項の委員会は、それぞれ委員八名で組織する。

3 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一名を置く。

4 第二項の委員は、次の各号に掲げるものについて、教育委員会が任命する。

- 一 教育委員会事務局職員の中から教育委員会が指名する者 四名

- 二 委員会の関係職員によって推薦された者 四名
- 5 前項第一号の委員は、第一項の各委員会の委員を兼ねるものとする。
- 6 委員が欠けたときは、すみやかに補充しなければならない。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、一年とし、その任期は、毎年四月一日から起算する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(委員長等の職務)

第五条 委員長は、委員会を招集し、会議を掌理する。

(諮問の手続)

第六条 教育委員会は、委員会に諮問するに当たっては、事案の審議に必要な資料を備えた書面をもつてしなければならない。

(会議の定数)

第七条 委員会の会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

(答申)

第八条 委員会が審議を終わったときは、委員長は、書面をもつて教育委員会に答申するものとする。

(委員の服務)

第九条 委員は、事案の審議を行うに当たり、公正妥当を旨としなければならない。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後に

(幹事)

第十条 委員会に幹事若干名を置き、教育委員会事務局職員の中から教育委員会が命ずる。

2 幹事は、委員長の命を受け委員会の庶務に従事する。

(その他必要な事項)

第十一条 この訓令に定めるもののほか、その運営に關して必要な事項は、委員会で定める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中、「それぞれ人事委員会の承認を得て」を削り、同項第一号中「災害その他重大な事故のため、」を削り、同条第二項中「同項」を「法第二十二條第二項前段」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 前項第一号
- 二 前項第二号
- 三 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員の職への任用

第三十二条第一項中「臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て」を「前条第一項第二号又は第三号の場合における臨時的任用は、」に改め、同条第二項中「前項」を「法第二十二條第二項後段」に改める。

第三十二条の二第一号中「第三十一条第二項第二号から第四号」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二号中「前条第二項第二号」を「前条第二項」に改め、同条第三号を削る。

別表第二職員採用上級試験の項試験職種の欄中「土木」を「総合土木」に改め、初級試験の項試験職種の欄中「土木」を「総合土木」に改める。

別表第四警察官採用試験Aの項受験資格の欄を次のように改める。

- 一 試験の公告の日の属する年度の四月一日現在で満三十歳未満の者で大学の卒業若しくは試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認めるもの
- 二 前号に該当する者であつて、次の表の上欄に掲げる試験職種について受験しようとするものは、同表下欄に掲げる条件のいずれかを満たすものでなければならぬ。

警察官A (男性/ 武道指導)	一 財団法人全日本柔道連盟若しくは財団法人全日本剣道連盟又はこれらに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはこれに相当すると人事委員会が認める競技会に出席した経験を有する者
-----------------------	--

二 財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者又は財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者

別表第四警察官採用試験Bの項受験資格の欄を次のように改める。

- 一 試験の公告の日の属する年度の四月一日現在で満十七歳以上満三十歳未満の者。ただし、警察官採用試験Aの受験資格を有する者を除く。
- 二 前号に該当する者であつて、次の表の上欄に掲げる試験職種について受験しようとするものは、同表下欄に掲げる条件のいずれかを満たすものでなければならぬ。

警察官B (男性/ 武道指導)	一 財団法人全日本柔道連盟若しくは財団法人全日本剣道連盟又はこれらに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはこれに相当すると人事委員会が認める競技会に出席した経験を有する者	二 財団法人講道館の柔道二段以上の段位を有する者又は財団法人全日本剣道連盟の剣道二段以上の段位を有する者
-----------------------	--	--

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十三警察部局の部警察本部の項中「能率管理官」を「情報システム企画官」に改める。

附則

この規則は、平成十五年三月十一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七中 「広域捜査官」を「広域捜査官」に、「甲府警察署」を「南甲府警察署」に改め、南甲府警察署の項を削り、石和警察署の項の次に次のように加える。

小笠原警察署	
署長	四種（人事委員会が認める者にあつては三種）
副署長	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）

別表第七中 「小笠原警察署」を「**葦崎警察署**」に、「**日下部警察署**」を「**日下部警察署**」に改める。
「**長坂警察署**」を「**日下部警察署**」に改める。
「**南甲府警察署**」を「**南甲府警察署**」に改める。

この規則は、平成十五年三月十一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一号とし、第十六号の次に次の四号を加える。

- 十七 公文書類の編集及び保存に関すること。
- 十八 条例案その他の公文書の審査に関すること。
- 十九 事務能率の増進に関すること。
- 二十 情報公開に関すること。

第六条の三の次に次の一条を加える。

（文書管理室）
第六条の四 警務課に山梨県警察文書管理室（以下「文書管理室」という。）を附置する。

2 文書管理室においては、第六条第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。
第八条の三各号を次のように改める。

- 一 電子計算組織の運用に関すること。
- 二 電子計算組織による資料の送受信に関すること。
- 三 公文書類の接受及び発送に関すること。
- 四 公文書類の送送業務に関すること。
- 五 公文書類の印刷に関すること。
- 六 照会業務に関すること。

第八条の四を削る。

第八条の五第二項中「**第八条の三第九号**」を「**第八条の三第六号**」に改め、同条を第八条の四とする。

第十二条中「**三課**」を「**四課**」に、「**捜査第一課**」を「**捜査第二課**」に改める。
「**国際対策課**」

第十三条中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とする。

第十三条の三を削り、第十三条の四を第十三条の三とし、第十三条の五を第十三条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際対策課）

第十三条の五 国際対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国際犯罪の捜査に関すること。
- 二 国際犯罪捜査に関する情報収集、分析及び管理に関すること。
- 三 外国人犯罪対策に関すること。
- 四 国際捜査共助に関すること。

第十八条中「**三課**」を「**二課**」に、「**警備第二課**」を「**警備第一課**」に改める。
「**国際対策課**」

第十九条第一号中、「**国際対策課**の所掌に係るものを除く。以下この号において同じ。」を削り、同条第二号中、「及び**国際対策課**」を削り、同号に次のように加える。

ホ 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する犯罪
 ハ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第百二十九号）に規定する犯罪
 第十九条の二第四号中「（国際対策課の所掌に属するものを除く。）」を削る。
 第十九条の三を削る。

第二十一条の三の見出しを「（参事官等）」に改め、同条第一項中「参事官」の下に「及び参事」を加え、「警視」を「参事官には警視」に、「又はこれ」を「を」を、参事には警視」に改め、同条第二項中「参事官」の下に「及び参事」を加える。

第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中「、国際捜査室」を削る。

第三十条の二第一項中「南甲府警察署」の下に「、小笠原警察署」を加える。

第三十一条第一項中「南甲府警察署」の下に「、小笠原警察署」を加え、「または」を「又は」に改める。

第三十七条第二項中「五一九人」を「四九三人」に、「七一八人」を「六九二人」に、「一、〇〇六人」を「一、〇三一人」に、「一、一〇四人」を「一、一三〇人」に改める。

別表第一総務の部中

総務		企画	
総務第二	総務第一	広聴・広報	庶務・企画

を

総務	秘書
----	----

に改め、同表警務の部中

人事	人事
----	----

庶務・企画	秘書	広聴・広報	総務第一	総務第二
-------	----	-------	------	------

人事第一

を
 人事
 人事第二
 に改め、同部犯罪被害者対策室の款の次に次のように加える。

文書管理室	文書第一	文書第一
	文書第二	文書第二

別表第一厚生部の部を次のように改める。

厚生				
厚生・共済		健康管理		
共済	厚生	健康管理	厚生相談	庶務

別表第一情報管理の部中

電算		
電算技術支援	電算運用	電算企画・指導

を

情報システム

に改め、同部文書管理室の款を削り、同表捜査第一の部国際

情報システム企画・指導	情報システム運用	情報システム技術支援
-------------	----------	------------

捜査室の款を削る。

別表第一捜査第二の部の次に次のように加える。

国際対策						企	画
国際捜査						企	画
国際捜査第一	国際捜査第二	国際捜査第三	国際捜査第四	国際捜査第五	国際捜査第六	庶	務

別表第一科学捜査研究所の部中

医	法
医	

に、

物理第二	物理第二
------	------

を

法	医
文書・心理	法 医

を

法

のように加える。

物理第二	物理第二
文書・心理	

に改め、同表警備第一の部情報第四の項の次に次

情報第五	情報第一
情報第二	情報第一

情報第三

別表第一中

機動隊	国際対策				
(副隊長)	外事				
小隊	庶務・装備	事件	外事第二	外事第一	庶務

に改める。

を

機動隊

別表第二甲府の部交通の項及び南甲府の部交通の項中

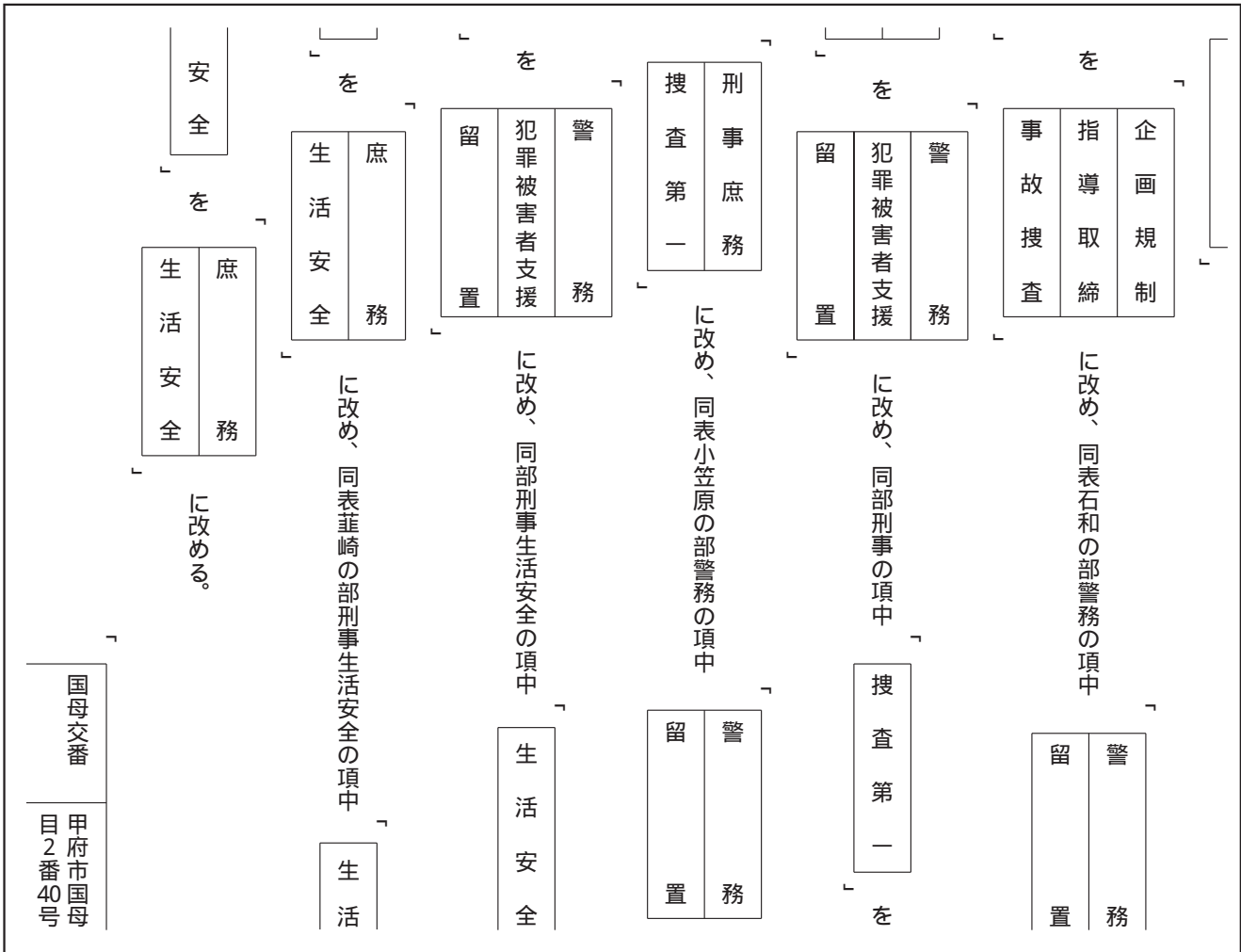
交通第一	交通第二	交通第三	交通第四	交通第五
------	------	------	------	------

を

に改め、同表富士吉田の部交通の項中

交通第一	交通第二	交通第三
------	------	------

企画規制	指導取締	事故捜査第一	事故捜査第二	事故捜査第三
------	------	--------	--------	--------



別表第三南甲府警察署の部署所在地の項を削り、同部中

六丁
甲府市のうち
高畑三丁目、国母一丁目、国母二丁目、
国母三丁目、国母四丁目、国母五丁目、
国母六丁目、国母七丁目、国母八丁目、
後屋町、古上条町、上小河原町、
上条新居町

を

昭和国母交番
中巨摩郡昭和町
西条第一土地区
画整理事業地内
保留地八街区二
画地

甲府市のうち
高畑三丁目、国母一丁目、国母二丁目、
国母三丁目、国母四丁目、国母五丁目、
国母六丁目、国母七丁目、国母八丁目、
後屋町、古上条町、上小河原町、
上条新居町

に改め、同部小瀬交番の項中「小瀬町、
中巨摩郡昭和町のうち
清水新居、西条一から一八八まで、二
一五三から四二四七まで

下鍛冶屋町」を「中小河原町、中小河原一丁目、小瀬町、下鍛冶屋町」に改め、「31号
まで」の下に、「14番」を加え、同部西条警察官駐在所の項中「清水新居、西条」を
「西条一八九から二一五一まで、四二四八から四三三七まで」に改め、同表塩山警察署
の部勝沼警察官駐在所の項中「等々力」の下に、「(二二〇四から二三八六の三を除外)」
を加え、同部勝沼ぶどう郷駅前警察官駐在所の項中「綿塚」の下に、「等々力(二二〇
四から二三八六の三まで)」を加え、同表上野原警察署の部四方津警察官駐在所の項
中「コモアしおつ一丁目、コモアしおつ二丁目、コモアしおつ三丁目、コモアしおつ
四丁目」を削り、同項の次に次のように加える。

コモアしおつ警察官駐在所	北都留郡上野原町コモアしおつ三丁目20番20号	北都留郡上野原町のうち コモアしおつ一丁目、コモアしおつ二丁目、 コモアしおつ三丁目、コモアしおつ四丁目
--------------	-------------------------	--

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年三月十一日から施行する。
 (山梨県公安委員会公文規則の一部改正)

2 山梨県公安委員会公文規則(平成十三年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「山梨県警察本部警務部情報管理課」を「山梨県警察本部警務部警務課」に改める。

山梨県公安委員会告示第十五号

高速自動車国道中央自動車道の自動車の通行禁止制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十五年三月六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

一四	中央自動車道 西宮線(大月 ジャンクショ ン及び大月イ ンターチェン ジ)	大月市大月町大字真木 字堰下四七番地の一先 から大月市大月町大字 花咲字宮ノ東二二番 地先まで(大月ジャン クションBランプウエ イ入口から大月イン ターチェンジBランプ ウエイ出口) (一、五二〇メートル)	自動車	終日	大月 三七・四 三 告 示 第 一 八 号
二五	中央自動車道 西宮線(大月 インターチェ ンジ及び大月 ジャンクショ ン)	大月市大月町大字花咲 字宮ノ東二二番地先 から大月市大月町大字 花咲字花折五四番地 の四先まで(大月イン ターチェンジCランプ	自動車	終日	大月 三七・四 三 告 示 第 一 八 号

を

二四	中央自動車道 富士吉田線及 び西宮線(大 月ジャンクシ ョンBランプ ウエイ)	大月市大月町大字真木 字堰下四七番地の一先 から大月市大月町大字 花咲字小泉二、一四五 番地の一先まで(大月 ジャンクションCラ ンプウエイとの分岐部 から本線上り線合流部 まで)(五七八メートル)	自動車	終日	平成一五年 三月六日 号 告 示 第 一 五
二五	中央自動車道 富士吉田線及 び西宮線(大 月ジャンクシ ョンAランプ ウエイ)	大月市大月町大字花咲 字小泉二、一四五番地 先から大月市大月町大 字花咲字花折五四番 地の四先まで(本線下 り線とのすりつけ部付 近から大月ジャンクシ ョンDランプウエイと の合流部まで)(四一 二メートル)	自動車	終日	平成一五年 三月六日 号 告 示 第 一 五
六七	中央自動車道 富士吉田線 談合坂サービ スエリア)	北都留郡上野原町大字 大野字権現四、四三五 番地の一先から北都留 郡上野原町大字大野字 仲原四、六二三番地の 三先まで(本線上り線 からサービスエリア内 駐車場への流出ランプ ウエイ)(二五〇メー トル)	自動車	終日	平成一四年 五月二日 号 告 示 第 一 四
六七		ウエイ入口から大月ジ ヤンクションAランプ ウエイ出口) (一、四二〇メートル)			

一一〇	中央自動車道 富士吉田線 大月インター チェンジBラ ンブウェイ	大野市大月町大字真木 字原平七六番地の二 先から大月市大月町大 字花咲字宮ノ東二二一 番地先まで(大月ジャ ンクシヨンドランブウ エイとの分岐部から大 月インターチェンジト ールゲート東側合流部 まで)(一、四二六メ ートル)	自動車	終日	高速	平成一五年 三月六日 告示第一五 号
一一一	中央自動車道 富士吉田線 大月インター チェンジCラ ンブウェイ	大月市大月町大字花咲 字前田一、九五一番地 先から大月市大月町大 字花咲字日向一、九一 一番地の二先まで(大 月インターチェンジト ールゲート東側から本 線下り線合流部まで) (三一八メートル)	自動車	終日	高速	平成一五年 三月六日 告示第一五 号
一一二	中央自動車道 富士吉田線 大月インター チェンジエラ ンブウェイ	大月市大月町大字花咲 字小泉二、二五五番地 の二先から大月市大月 字花咲字上平二、六一八 番地の一先まで(大月 ジャンクシヨンドラン ブウェイとの分岐部付 近から大月インターチ ェンジBランブウェイ との合流部付近まで)	自動車	終日	高速	平成一五年 三月六日 告示第一五 号

一九	大月市大月町大字花咲字小 泉二、二七二番地の一先(大 月ジャンクシヨンドラン ブウェイと大月インターチ ェンジBランブウェイとの 合流部)	河口湖方面 から大月料 金所及び本 線上り線東 京方面へ	自動車	終日	大月	平成一五年 三月六日 告示第一八 号
二二	大月市大月町大字花咲字上 平二、五九六番地の二先(大 月インターチェンジBラ ンブウェイと本線上り線と のアイランド東側)	本線上り線 長野方面か ら東京方面 へ	自動車	終日	大月	平成一五年 三月六日 告示第一八 号
二四	大月市大月町大字花咲字小 泉二、一四四番地先(大月 ジャンクシヨンドランブウ エイと本線下り線とのアイ ランド西側)	本線下り線 東京方面か ら長野方面 へ	自動車	終日	大月	平成一五年 三月六日 告示第一八 号
八三	大月市大月町大字花咲字小 泉二、二七四番地の一先(大 月ジャンクシヨンドラン ブウェイと大月インターチ ェンジBランブウェイとの 合流部)	本線上り線 長野方面か ら料金所方 面へ	自動車	終日	大月	平成一五年 三月六日 告示第一八 号

に改める。
別表第二中

を

八四	大月市大月町大字花咲字上平二、六三一番地先(大月インターチェンジCランプウェイと大月ジャンクショールAランプウェイとの合流部)	本線下り線東京方面から河口湖方面へ	自動車	終日	大月	平七・四・三告示第一八号
八五	大月市大月町大字花咲字上平二、六三一番地先(大月インターチェンジCランプウェイと大月ジャンクショールAランプウェイとの合流部)	料金所方面から本線下り線長野及び河口湖方面へ	自動車	終日	大月	平七・四・三告示第一八号

一九	大月市大月町大字花咲字後林二、四五八番地の二先(大月インターチェンジEランプウェイと大月インターチェンジBランプウェイとの合流部)	大月インターチェンジEイ河口湖方面から大月インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
二二	大月市大月町大字花咲字小泉二、一四五番地の二先(本線上り線と大月ジャンクショールBランプウェイとの合流部)	本線上り線長野方面から東京方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
二四	削除				高速	平成一五年三月六日告示第一五号
八三	大月市大月町大字花咲字後林二、四五八番地の二先(大月インターチェンジBランプウェイと大月インターチェンジEランプウェイとの合流部)	大月インターチェンジBランプウェイ長野方面から大月インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号

八四	大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先(本線下り線と大月インターチェンジCランプウェイとの合流部)	本線下り線東京方面から長野方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
八五	大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先(大月インターチェンジCランプウェイと本線下り線との合流部)	大月インターチェンジ方面から本線下り線長野方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
一六六	大月市大月町大字花咲字小泉二、一四五番地の二先(大月ジャンクショールBランプウェイと本線上り線との合流部)	大月ジャンクショールBイ河口湖方面から本線上り線東京方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
一六七	大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先(大月インターチェンジJランプウェイと本線下り線との合流部)	大月インターチェンジ方面から本線下り線河口湖方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
一六八	大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先(本線下り線と大月インターチェンジJランプウェイとの合流部)	本線下り線東京方面から河口湖方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号

一	五三	五四	一〇二
中央自動車道 富士吉	中央自動車道 （大月） ジャンクシヨ ン、A ランブ ウエイ	中央自動車道 （大月） ジャンクシヨ ン、B ランブ ウエイ	中央自動車道 富士吉
大月市大月町大字花 咲字柳沢三、四三七 番地の一先から北都	大月市大月町大字花 咲字上平二、六三一 番地の二先から大月 市大月町大字花咲字 小泉二、一四五番地 の一先まで（本線下 り線ジャンクシヨ ン 減速車線入口から同 ジャンクシヨ ン 吉田線との分岐部ま で）	大月市大月町大字花 咲字小泉二、二五七 番地先から大月市大 月町大字花咲字小泉 二、二六九番地先ま で（本線上り線ジャ ンクシヨ ン減速車線 入口から同ジャンク シヨ ン富士吉田線と の合流部まで）	北都留郡上野原町大 字大野字権現四、四 三五番地の一先から 北都留郡上野原町大 字大野字仲原四、六 二三番地の三先まで （本線上り線からサ ービスエリア内駐車 場への流出ランプウ エイ）
二〇、 〇六九 メートル	四〇〇 メートル	一七〇 メートル	二五〇 メートル
自動車	自動車	自動車	自動車
八〇 （た だし	四十	四十	三〇
高速	大月	大月	高速
平成一五年 三月六日 告示第一五	平五三二八 告示 第一二二号	平五三二八 告示 第一二二号	平成一四年 五月二日 告示第二四 号

三八	三〇	二	
中央自動車道 西宮線	田線	中央自動車道 富士吉 田線及 び西宮 線	
大月市大月町大字真 木字獄鼻八七二番地 の二先から大月市大 月町大字花咲字柳沢 三、四三七番地の一 先までの上り線	留郡上野原町大字上 野原字後林八、七一 〇番地先（県境）ま での上り線	北都留郡上野原町大 字上野原字後林八、 七一〇番地先（県境 ）から大月市大月町 大字花咲字真木二、 五七三番地の二先（ 真木バスストップ東 側）までの下り線	
二、三 九〇メ ートル	ル	二二、 五七九 メートル	
自動車		自動車	
七〇 （た だし 、常 象時 は五 〇等	、常 象時 は五 〇等	、常 象時 は五 〇等	、常 象時 は五 〇等
高速	高速	高速	
平成一五年 三月六日 告示第一五 号	平成一五年 三月六日 告示第一五 号	平成一五年 三月六日 告示第一五 号	号

五四	五三	五二	四八	
削除	削除	中央自動車道 富士吉田線(大月市大月町大字真木字堰下四七番地の一先から大月市大月町大字花咲字小泉二、一四五番地の一先まで(大月ジャンクションCランプウェイとの分岐部から本線上り線合流部まで)	中央自動車道 富士吉田線(大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先まで(大月ジャンクションCランプウェイ)東側から本線下り線合流部まで)	
		五七八メートル	三三八メートル	
		自動車	自動車	
		四〇	四〇	キロメートル毎時とす
高速	高速	高速	高速	
平成一五年三月六日告示第一五号	平成一五年三月六日告示第一五号	平成一五年三月六日告示第一五号	平成一五年三月六日告示第一五号	

一六一	一六〇	一五九	一〇一	
中央自動車道 富士吉田線(大月市大月町大字花咲字小泉二、一四五番地の一先まで(大月ジャンクションCランプウェイ)東側から本線下り線合流部まで)	中央自動車道 富士吉田線(大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先まで(大月ジャンクションBランプウェイ)との合流部付近から大月ジャンクションBランプウェイとの合流部付近まで)	中央自動車道 富士吉田線(大月市大月町大字花咲字小泉二、二五五番地の二先から大月市大月町大字花咲字上平二、六一八番地の一先まで(大月ジャンクションBランプウェイ)との分岐部付近から大月ジャンクションBランプウェイとの合流部付近まで)	中央自動車道 富士吉田線(大月市大月町大字花咲字小泉二、二五五番地の二先から大月市大月町大字花咲字上平二、六一八番地の一先まで(大月ジャンクションBランプウェイ)との分岐部付近から大月ジャンクションBランプウェイとの合流部付近まで)	
四、五メートル	三、五メートル	六、三九メートル	二、三五・九メートル	
自動車	自動車	自動車	自動車	
八〇(ただし、常時等は)	四〇	四〇	四〇	
高速	高速	高速	高速	
平成一五年三月六日告示第一五号	平成一五年三月六日告示第一五号	平成一五年三月六日告示第一五号	平成一五年三月六日告示第一五号	

一六四	中央自動車線	大月市大月町大字真	一、四	自動車	四〇	高速	平成一五年
一六三	中央自動車線	大月市大月町大字花咲字柳沢三、四四〇番地の二先から大月市大月町大字花咲字小泉二、一六〇番地の二先まで(大月インターチェンジ東側から大月ジャンクションAランプウェイ入口まで)	九、五 八、メ 一、トル	自動車	七〇	高速	平成一五年 三月六日 告示第一五号
一六二	中央自動車線	大月市賑岡町大字強瀬字上平二、六六四番地の二先から大月市大月町大字花咲字柳沢三、四四〇番地の二先まで(長野方面と河口湖方面の分岐から大月インターチェンジ東側までの下り線)	二、四 五、四 メ、トル	自動車	八〇	高速	平成一五年 三月六日 告示第一五号
		部から右ルート、左ルートの合流部までの下り線(右ルート)			五〇		

一八	中央自動車線	北都留郡上野原町大字上野原字	三	高速	三	高速	平成一三年 三月一九日 告示第一二二号
一五	中央自動車線	北都留郡上野原町大字大野字原萩野一、三二一番地の二(上り線談合坂サービスエリア東側二車線から三車線へのすりつけ部)から北都留郡上野原町大字上野原字関山八九六番地の二(上野原インター北側三車線から二車線へのすりつけ部)までの上り線六、五九三メートル区間	三	高速	三	高速	平成一三年 三月一九日 告示第一二二号
六	中央自動車線	東山梨郡勝沼町山林字関山四九二番地の三先(勝沼IC)から大月市大月町大字花咲字上平二、六二九番地の二先(大月IC西側)までの上り線一九、四二七メートルの区間	二	高速	二	高速	平成一四年 五月二日 告示第二四号
一	中央自動車線	大月市大月町大字花咲字上平二、六二九番地の二先(大月インターチェンジ西側)から大月市大月町大字強瀬字太田ヶ原一、一三一番地の二(上り線葛野川付近二車線から三車線へのすりつけ部)までの上り線四、五八七メートルの区間	一	高速	一	高速	平成一四年 五月二日 告示第二四号

に改める。
別表第八中

自動車道	木字原平七六六番地の二先から大月市大月町大字花咲字宮ノ東二二番地先まで(大月ジャンクションDランプウェイとの分岐部から大月インターチェンジトールゲート東側合流部まで)	二、六 メ、トル	三月六日 告示第一五号
------	---	-------------	----------------

を

一五	六	一	一九
	中央自動車 線 中央西宮	中央自動車 線 吉田線	中央自動車 線 吉田線
削除	東山梨郡勝沼町山林字関山四九二番地の三先(勝沼インターチェンジ付近)から大月市大月町の二先(大月インターチェンジ西側二車線から三車線へのすりつけ部)までの上り線一九、二三〇メートルの区間	大月市大月町大字花咲字上平二、一〇八番地の二先(大月インターチェンジ西側二車線から三車線へのすりつけ部)から北都留郡上野原町大字上野原字関山八九六番地の二先(上野原インター北側三車線から二車線へのすりつけ部)までの上り線二〇、四二四メートルの区間	大月市大月町大字強瀬字太田ヶ原一、一三一番地の一(上り線葛野川付近三車線から二車線へのすりつけ部)から北都留郡上野原町大字大野字原萩野一、三一一番地の一(上り線談合坂サービスエリア東側二車線から三車線へのすりつけ部)までの上り線九、一五一メートルの区間
	二	三	二
高速	高速	高速	高速
平成一五年	平成一五年三月六日 告示第一五号	平成一五年三月六日 告示第一五号	平成一四年五月二日 告示第二四号

一一二	一一二	二〇	一九	一八
中央自動車 線 吉田線	中央自動車 線 吉田線	中央自動車 線 吉田線	中央自動車 線 吉田線	中央自動車 線 吉田線
大月市富浜町大字鳥沢字寺窪二、一五六番地先(右ルート、左ルートの合流部付近)から大月市富浜町大字鳥沢字中沢一、六五二番地の四先(四車線から三車線へのすりつけ部付近)まで	北都留郡上野原町大字大野字仲原四、六八九番地先(右ルートすりつけ部付近)から大月市富浜町大字鳥沢字寺窪一、一五六番地先(右ルート、左ルートの合流部付近)までの下り線右ルート四、九一八メートルの区間	北都留郡上野原町大字大野字権現四、四三五番地の一先(右ルート、左ルートの分岐ノーズ東側)から大月市富浜町大字鳥沢字寺窪二、一五六番地先(左ルート、右ルートの合流部付近)までの下り線左ルート四、九六八メートルの区間	削除	北都留郡上野原町大字上野原字稲荷原一、七二五番地の一先(上野原インターチェンジ西側二車線から三車線へのすりつけ部)から北都留郡上野原町大字大野字権現四、四三五番地の一先(右ルート、左ルートの分岐ノーズ東側)までの下り線六、九二八メートルの区間
四	二	二		三
高速	高速	高速	高速	高速
平成一五年三月六日 告示第一五号	平成一五年三月六日 告示第一五号	平成一五年三月六日 告示第一五号	平成一五年三月六日 告示第一五号	平成一五年三月六日 告示第一五号

二五	中央自動車道富士吉田線	大月市賑岡町大字強瀬字上平三四五番地の二先(長野方面と河口湖方面への分岐ノーズ西側の一車線から二車線へのすりつけ部付近)から大月市大月町大字花咲字小泉二、一四五番地先(大月ジャンクシヨンプウエイ東側二車線から一車線へのすりつけ部付近)までの下り線三、九六九メートルの区間	二	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
二四	中央自動車道富士吉田線及び西宮線	大月市賑岡町大字強瀬字浅倉八〇六番地先(長野方面と河口湖方面への分岐ノーズ東側)から大月市大月町大字花咲字日向一、八八二番地先(大月ジャンクシヨンプウエイ西側)までの下り線三、五六九メートルの区間	二	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
二三	中央自動車道富士吉田線	大月市富浜町大字鳥沢字中沢一、六五二番地の四先(四車線から三車線へのすりつけ部付近)から大月市賑岡町大字強瀬字浅倉八〇六番地先(長野方面と河口湖方面への分岐ノーズ東側)までの下り線三、九〇〇メートルの区間	三	高速	平成一五年三月六日告示第一五号

に改める。
別表第十中

八	中央自動車道富士吉田線(大月ジャンクシヨンプウエイと下り西宮線との分岐部分)から大月市大月町大字花咲字折六一五番地の四先(大月ジャンクシヨンプウエイとDランプウエイとの合流部分南側)までの大月ジャンクシヨンプウエイの進路右側の五〇〇メートル部分	大月市大月町大字花咲字小泉二、一四四番地先(大月ジャンクシヨンプウエイと下り西宮線との分岐部分)から大月市大月町大字花咲字折六一五番地の四先(大月ジャンクシヨンプウエイとDランプウエイとの合流部分南側)までの大月ジャンクシヨンプウエイの進路右側の五〇〇メートル部分	大月	平七・二一・一三 告示第一三
---	--	--	----	-------------------

八	中央自動車道富士吉田線(大月ジャンクシヨンプウエイとDランプウエイとの合流部北側)から大月市大月町大字花咲字折六一五番地の四先(大月ジャンクシヨンプウエイとDランプウエイとの合流部南側)までの大月ジャンクシヨンプウエイの進路右側の二六三メートル部分	大月市大月町大字花咲字折六一五番地先(大月ジャンクシヨンプウエイとDランプウエイとの合流部北側)から大月市大月町大字花咲字折六一五番地の四先(大月ジャンクシヨンプウエイとDランプウエイとの合流部南側)までの大月ジャンクシヨンプウエイの進路右側の二六三メートル部分	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
---	--	---	----	-----------------

に改める。
別表第十一中

三	中央自動車道富士吉田線	大月市七保町大字下和田字お弥かげ七二八番地先(上り線・猿橋バス停留所、バスレーン)	自動車(路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く)	終日	大月	平五三三八 告示第一二号
四	中央自動車道富士吉田線	大月市猿橋町大字猿橋字小原石七〇三番地の一先(下り線・猿橋バス停留所、バスレーン)	自動車(路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く)	終日	大月	平五三三八 告示第一二号

を

三	中央自動車道富士吉田線	大月市七保町大字下和田字お弥かげ七五六番地の一先(上り線猿橋)	自動車(路線バス)	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五
---	-------------	---------------------------------	-----------	----	----	----------------

四	中央自動車道 富士吉田線	バス停留所バスレーン	道路維持 持管理 車両・ 交通取 締関係 車両を 除く。	自動車 (路線 バス・ 道路維 持管理 車両・ 交通取 締関係 車両を 除く。	終日 高速	平成一五年 三月六日 告示第一五 号
---	-----------------	------------	--	--	----------	-----------------------------

に改める。

別表第十二の次に次の一表を加える。

別表第十三 車両通行帯の通行区分の指定(特定の種類の車両の通行区分)

番号	道路名	区間(場所)	延長	車両通行帯の数	通行	摘要	対象	時間	所轄警察署	告示年月日番号
一	中央自動車道	大月市 賑岡町 大字浅 利字八 ケ五三 の九番 の三先	約一 六、 六三	三	しな けれ ばな いな い車 両通 行帯	本線 車道 の左 側か ら数 えら べる	大型 貨物 自動 車及 び大 型特 殊自 動車	終日 高速	平成一五年 三月六日 告示第一五 号	

(上り 線新浅 利トン ネル東 側)か ら北都 留郡上 野原町 大字鶴 川字山 竹九五 九番地 先(上 り線五 二・四 八二キ ロボス ト付近)まで	目 的 の 車 両 通 行 帯 。	動 車
---	---	--------

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年三月五日までとする。
平成十五年三月六日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社藤商事		型式の概要
	代表取締役	ぱちんこ遊技	
遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
	CRロボ	株式会社	
		二〇一〇〇七	

株式会社三共 代表取締役	株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	ミッツZ	藤商事	
株式会社三共 代表取締役	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一號	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR新海物語M5	株式会社三洋物産	二〇〇九四四
株式会社三共 代表取締役	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一號	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR新海物語M5	株式会社三洋物産	二〇〇九五五
株式会社三共 代表取締役	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRファイバーザキングM	株式会社三共	三〇〇二二
株式会社三共 代表取締役	株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八〇番地の四	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ニューペガササ	株式会社エマ	二四〇九八五

株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直綱 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRファイバーザキングJ	株式会社三共	三〇〇三七
株式会社メイシー販売	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRロックス	豊丸産業株式会社	二〇〇九六五
株式会社メイシー販売	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRロックス	豊丸産業株式会社	二〇〇九六五
株式会社メイシー販売	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRファイバーザキングJ	株式会社三共	三〇〇三七
株式会社メイシー販売	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRロックス	豊丸産業株式会社	二〇〇九六五

京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地
ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	五)
C R 必殺 仕事人激 闘編 V R 1	C R 必殺 仕事人激 闘編 Z R 1	C R 必殺 仕事人激 闘編 M R 1	C R 必殺 仕事人激 闘編 W R 1	C R キン 肉マン F	マルホン 工業株式 会社
京楽産業 株式会社	京楽産業 株式会社	京楽産業 株式会社	京楽産業 株式会社	京楽産業 株式会社	三〇〇〇一〇
三〇〇〇〇五	二〇一〇〇一	三〇〇〇一六	三〇〇〇三五	三〇〇〇一〇	三〇〇〇一〇

京楽産業株式会社 代表取締役
 榎本宏
 愛知県名古屋市中川区尾頭橋
 三丁目二〇番八号

ぱちんこ遊技
 機
 規則第六条第
 一号イ(別表
 第二)
 第一種特別電
 動役物

C R 必殺
 仕事人激
 闘編 X R
 1

京楽産業
 株式会社

二〇一〇〇五

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番